

取 扱 基 準

名 称	にいがた agribase 事業費補助金（既存施設活用支援事業）
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	初期投資を抑えながら早期の経営安定化と生産性の向上を図るため、新規就農者が既存施設・設備を活用する際に必要な修繕等に係る経費の一部を支援する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	事業活用者数 2人／年 <目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	新規就農者自ら耕作・飼養に使用するために行う既存の施設・設備の修繕費
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助率 2/3 上限 200 万円/年 （対象事業費 10 万円以上 300 万円以下） <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由> 新規就農者の初期投資を抑えながら早期の経営安定化を図るという事業目的を果たすため。
開始時期	令和 5 年 4 月 1 日
評価の時期	令和 7 年 9 月 30 日
終 期	令和 8 年 3 月 31 日
	（終期が3年を超える場合の理由）
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 事業実施主体は可能な限り、新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。
	〔媒体〕
担当部署	農林水産部 農林政策課 担い手育成室 電 話：025-226-1768（直通） e-mail：nosei@city.niigata.lg.jp